

【補助金（企業者向け）】

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先	標準処理期間	「その他」、「60日以内」の場合、その理由等
「SASEBO Lifeをはじめよう！」奨学金等返還補助金	社員の奨学金を代理で返還する企業奨学金代理返還額の一部を補助します。	代理返還 社員の奨学金の一部又は全額を代理返還する企業 ※別途条件があります。	対象期間内の返還額を基礎として、1/2の額(上限15万円) ※最大で10年間申請可能です	西九州させば移住サポートプラザ TEL0956-25-9251 メールアドレス uji-turn@city.sasebo.lg.jp	30日以内	
雇用機会拡充事業補助金	宇久島・寺島において事業拡大、創業を行う事業者に対し、その事業資金の一部を補助します。	① 宇久島・寺島に居住して創業する者 ② 宇久島・寺島の事業所において事業拡大を行う者 ③ 主として宇久島・寺島の産品、サービス等の販売を目的として、宇久島・寺島以外の地域において創業する者	対象事業費の3/4以内 【補助上限額】 ①③創業:450万円 ② 事業拡大:1,200万円 ※事業拡大(設備費・改修費を経費に計上しない場合):900万円	宇久行政センター 産業建設課 TEL0959-57-3113 メールアドレス u.sangyo@city.sasebo.lg.jp	その他	翌年度4月1日に交付決定するものです。
西九州させば広域都市圏内就職促進事業費補助金	市内中小企業等が市内就職の促進や、若者の市外流出を食い止める目的で開催するイベント等の経費の一部を補助します。	圏域内に事業所を有する中小企業者(3社以上)	補助対象経費(運営費、会場費、広告費)の1/3以内 上限額30万円	商工労働課 0956-24-1111 内線 3002 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	30日以内	
中小企業等人材育成支援事業補助金	市内の中小企業者が中小企業大学校や九州生産性大学、ポリテクセンター佐世保での研修を受講した場合や、中小企業者や中小企業団体等が人材育成のために研修会を実施した場合、経費の一部を補助します。	市内中小企業者	【中小企業大学校等派遣事業】 ・受講料の1/2以内(消費税等相当額は対象外) ・1企業上限10万円(年間5名以内) 【研修会等開催事業】 ・対象事業費の1/2以内(消費税等相当額は対象外) ・1企業上限10万円 ・中小企業団体又は2企業以上での研修会は30万円	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線 3003 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	14日以内	
サテライトオフィス等開設支援事業補助金	市内にサテライトオフィス等を開設する事業者に対し、開設にかかる経費の一部及び雇用にかかる費用の一部を補助します。	本市内に本社又は支店等の事務所機能を有しておらず、新たにサテライトオフィス等を設置する事業者	(1)サテライトオフィス等開設支援事業 補助対象経費(施設関連費・人事異動関連費・賃料等)の1/2以内 上限300万円 (2)雇用支援事業 市内在住者の雇用に対し定額1人当たり30万円、開設から3ヶ年度で上限10人 (1)(2)を併用する場合は、限度額を500万円とする	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線 3003 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	14日以内	
先端設備等導入促進事業補助金	「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が設備投資を行う場合に、設備導入経費の一部を補助します。	本市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者	○対象経費:設備等の取得価額 ○補助率:対象経費の1/2以内 ○補助上限額:300万円	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線 3003 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	14日以内	
中小企業創造的技術開発支援事業補助金	中小企業等が、新しい技術・製品・システム等の研究開発に取り組むときに必要な経費の一部を補助します。	市内中小企業者	【企画調査】 補助率1/2、上限50万円 【研究開発】 補助率1/2、上限100万円 【小規模企業者支援事業】 補助率1/2、上限50万円	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線 3003 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	60日以内	企業からの申請後、審査会を行い補助金の採択企業を決定するためです。

【補助金（企業者向け）】

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先	標準処理期間	「その他」、「60日以内」の場合、その理由等
小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	株日本政策金融公庫から「小規模事業者経営改善資金」を借り入れた市内中小企業者が支払う利子の一部を補助します。	市内中小企業者	12ヶ月相当分の利子支払総額の1/2、上限10万円	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線3004 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	14日以内	
魅力ある商店街創出支援事業補助金	人々が集い魅力と活力に溢れた商店街を創出するための事業等に取り組む商工会議所又は市内の商店街で組織する事業協同組合等に対し、事業費の一部を補助します。	商工会議所及び市内の商店街組合等	原則、補助対象経費の1/2及び1/3以内（県の補助による加算あり。）※事業区分に応じて補助上限額等の支援内容が異なります。	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線3007 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	30日以内	
創業促進補助金	佐世保市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、常用労働者を雇用した創業者に対し、創業に係る必要経費の一部を補助します。	創業時に1人以上の常用労働者を雇用し、製造業等の該当業種で、市内で1年以内に創業した人	補助対象経費（工事費、設備費、広告費）の1/3以内（限度額100万円） 若年創業者（39歳以下）は補助対象経費の1/2以内（限度額100万円） ※対象経費について、UJIターンした創業者は、移住前に本市創業支援ネットワーク機関で支援を受けた際の旅費や、従業員募集のためにハローワークを訪問した際に発生した旅費も含めます。	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線 3009 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	30日以内	
チャレンジショップ支援事業補助金	市内空き店舗の活用及び新しいビジネスに挑戦する創業者の創業支援、独立開業支援を行うことで商店街の活性化を図ることを目的とするチャレンジショップ事業に対して経費の一部を補助します。	商工会議所及び市内の商店街組合等	原則、補助対象経費の1/2及び1/3以内 事業区分に応じて補助上限額等の支援内容が異なります。	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線3007 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	14日以内	
外国人材受入・定着促進補助金	外国人材の就労・住居環境の整備や地域交流等の取組に係る経費の一部を補助します。	市内中小企業者	○対象経費：外国人材の就労・住居環境の整備や地域交流等の取組に係る経費 ○補助率：対象経費の1/2以内 ○補助上限額：20万円	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線3003 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	14日以内	
外国人IT人材雇用促進補助金	外国人IT人材を雇用する際に係る人材紹介手数料の一部を補助します。	市内中小企業者	○対象経費：外国人材を本採用する際に、人材紹介会社に対して支払った人材紹介手数料 ○補助率：対象経費の1/2以内 ○補助上限額：70万円（同一年度2人まで）	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線3003 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp	14日以内	
観光施設設置奨励金	3億円以上の固定資産評価額の投資を行うか、新規常時雇用者が30人以上の施設で、市長が適当と認める観光施設設置に対して奨励金を交付します。	観光施設設置者	観光施設を新設または増設した部分の固定資産税に相当する額の80％以内で、上限は1億円	観光課 TEL0956-24-1111 内線 3025 メールアドレス kankou@city.sasebo.lg.jp	その他	本奨励金の手続きは対象施設設置前の事業計画書の提出から始まり、奨励金の交付時期は対象施設に係る固定資産税が課された最初の年度を始期とするものです。

【補助金（企業者向け）】

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先	標準処理期間	「その他」、「60日以内」の場合、その理由等
修学旅行誘致助成事業補助金	修学旅行を誘致するため、市内の参画宿泊施設に宿泊し、かつ佐世保市内で実施する有料コンテンツを1か所以上利用する中学校または高等学校の修学旅行を取り扱う旅行会社に対し宿泊費の一部を補助します。	旅行会社	修学旅行の延べ宿泊人数(生徒の延べ人数、ただし、添乗員等は宿泊人数に含めない。)に一人当たり1,000円を乗じた額	(公財)佐世保観光コンベンション協会 TEL 0956-23-3369 メールアドレス sasebo208@rapid.ocn.ne.jp	30日以内	
企業立地促進条例による奨励金	佐世保市内において、事業所の新設、増設又は移設を行うおうとする事業者等が、一定の要件に該当する場合、各種奨励金の支給を受けることができます。	市内・外の企業(製造業事業者、研究開発を行う事業者、その他本市が定める事業を行う事業者など)	・土地取得奨励金 ・土地等賃借奨励金 ・立地奨励金 ・雇用奨励金 ・工業用水再利用施設整備奨励金 ・オフィスビル整備促進奨励金	企業立地推進室 TEL 0956-24-1111 内線 3011～3012 メールアドレス kigyoun@city.sasebo.lg.jp	30日以内	
農業参入企業等支援事業費補助金	新規就農者の確保並びに本市農業の振興、活性化を図るため、佐世保市内の農地で農業参入する企業で、一定の要件に該当する場合、経費の一部を補助します。	佐世保市内の農地で農業参入する企業で次の条件を満たすもの。 ①認定申請初年度に農地等を中山間地域であれば2ha以上、それ以外の地域においては3ha以上を賃貸借又は取得により確保すること。 ②5年間以上の営農計画を作成し、5年後の雇用計画において、正規または非正規従業員が5名以上増加となること。	【雇用促進対策】 正規従業員および非正規従業員を雇用し、農業に従事させる場合に補助 正規従業員:100万円/人 非正規従業員:20万円/人 ※1名につき1回限り、上限1,000万円 【農地賃借促進対策】 農地の賃借にかかる賃借料の1/2以内を農業参入から5年間補助 ※10a当たり2万円を上限	農政課 TEL 0956-24-1111 内線 3032 メールアドレス nouchiku@city.sasebo.lg.jp	30日以内	
資源集団回収助成金	資源集団回収で集められた資源物を回収した回収業者組合に対して助成金を交付します。	資源集団回収で集められた資源物を回収する組合として市に登録した回収業組合	回収業組合員が買い上げ等を行った資源物の量に応じて交付。 ① 古紙類:2円/kg	廃棄物減量推進課 TEL 0956-32-2428 内線 7210-51～55 メールアドレス recycl@city.sasebo.lg.jp	30日以内	